

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

### ◆ タクシー営業権の譲渡

**Q** : 私は個人タクシー業者ですが、このたび廃業することになり、自動車を50万円で、また個人タクシーの権利を150万円で、他人に譲渡することにしました。これらの譲渡による所得は、何所得になるのでしょうか。

**A** : いずれも譲渡所得になります。

#### 【解説】

譲渡資産の基因となる資産の範囲は広く、事業用の資産でも、棚卸資産・準棚卸資産(作業くず等)以外の資産の譲渡は、すべて譲渡所得になります。

また、有形の資産に限らず、金銭債権以外の債権、例えば、行政官庁の許可・認可・割当て等によって発生した事実上の権利も含まれるものとされています。

ご質問の個人タクシーの権利は、営業の許可を受けた事によって事実上発生した権利と考えられますから、その譲渡代金は、譲渡所得の収入金額になります。

また自動車の譲渡収入も譲渡所得になりますが、事業所得の方で減価償却資産になっていたものですので、未償却残額が取得費として譲渡収入から差し引く事ができます。

いずれも、保有期間が5年を超えていれば、総合課税の長期譲渡所得として、取得費を差し引いた金額の合計額から譲渡所得の特別控除額50万円を差し引き、さらに2分の1をかけた金額を、事業所得の金額と合算します。

もし保有期間が5年以内ならば、この2分の1課税は適用されません。

